

地下の正倉院展 造酒司木簡の世界 第Ⅱ期展示木簡

第Ⅰ期 一〇月一七日(土) — 一〇月三〇日(金)

第Ⅱ期 一〇月三一日(土) — 一〇月三十一日(日)

第Ⅲ期 一〇月三十一日(日) — 一〇月三十一日(日)

◎木簡は三期に分けて展示します。

※本解説シートでは、今回の展示にあたり再検討した結果、報告書の積文を改めている場合があります。

造酒司の発見

3 造酒司の役職名を記した木簡

(SD三〇三五出土。『平城宮木簡二』二三七〇号、以下、宮二―二三七〇のように略す)

(表)	□□□□	□□□□	□□□□
[神亀カ]	□□□□	□□□□	□□□□
(裏)	□□□□	□□□□	□□□□

正 佑

長さ二二五七mm・幅二七mm・厚さ五mm ○一九型式

上端のみ原形を保つものの、左右両辺ともに割れ、下端も折れている。表裏両面とも十文字前後の墨痕が認められるが、判読できる文字は多くなく、元の内容も判然としない。

そのような中で、裏面の「正」「佑」二文字は注目に値する。律令制下の役所を構成する、カミ(長官)・スケ(次官)・ジヨウ(第三等官)・サカン(第四等官)の表記は、官・省・職・寮・司などの役所のランクごとに使う漢字が決められていて、「正」「佑」はそれぞれ、「司」クラスの官司の長官(カミ)・判官(第三等官、ジヨウ)を表す文字なのである。3のみではこれ以上

4 造酒司に酒を請求した文書2

(SD三〇三五出土。宮二―二三三五)

(表) 監物史生等謹啓 酒一二合
(裏) 右依望処分 少以状

長さ一七七mm・幅三四mm・厚さ四mm ○一一型式

は何とも言えないが、「造酒司」の文字が認められるⅠ期展示の1やⅢ期展示の5などを参照するならば、これらが造酒司の正および佑を指す可能性も充分考えられよう。但し書き付きながら、当該地を造酒司とみなす証拠の一つとなる木簡と評価できる。なお、3のように縦割きの状態で見つかる木簡は意外と多い。裁断した理由は、かつては記載内容を読み取られないようにするための処置(紙の文書をシュレッダーにかけるようなもの)と説明されることが多かったが、現在では籐木(クソベラ。用を足したあとにお尻を拭うのに用いる木のヘラで、いわば古代のトイレトーパー)に転用されたためとする説が有力視されている。

中務省の監物の史生等が酒を請求する啓の書式をとる手紙の木簡。監物は物資の出納や鑑(収蔵庫のカギ)の管理を掌り、職員令 中務省条では中務省に属する構成員のように規定される

が、実際には一つの官司のように機能していた様子もうかがわれる（『続日本紀』天平宝字七年（七六三）十月丁酉（二十八日）条・宝亀元年（七七〇）八月癸巳（四日）条など）。史生はその書記官。宛先は記されないが、木簡の内容からは酒づくりを担う造酒司を想定するのが穏当で、4は当該地が造酒司であったことを示す有力な根拠の一つとなる。

表裏全面にわたって、流れるような行書風の筆づかいが目を引く。正倉院文書などに紙に書かれた啓などの文書では、他の文書と異なつてこのような趣のものが多いいわれている（黒田洋子『正倉院の訓読と注釈―啓・書状―』（平成十九―二十一年度科学研究費補助金基盤研究（C）「正倉院文書訓読による古代言語生活の解明」（研究成果報告書Ⅱ）（代表 桑原祐子）二〇一〇年）。相手に何かを伝えるために、書かれる文字の姿も大切にされている。「一二合」という、欲しい量をぼかすかのような曖昧な表現にも、書き手の心情がにじみ出ているようである。

酒づくりの日々

17 備中国(?)からの酒米の荷札

(SD三〇三五出土。宮二―二二六四)

八弁郷春御酒米五斗

長さ一九五mm・幅二二mm・厚さ六mm ○三二型式

「八弁郷」からの米の荷札。精白した米を春米と呼ぶから、「春御酒米」は御酒（天皇用の酒）を醸すための精白した米の意味である。

ややクセのある書きぶりだが文字は比較的読みやすく、四周の削り具合など木簡としての作りも概して丁寧である。上部の切り

木簡をよむ 2―釈読訂正の種明かし その二

3の木簡は、従来は「正」「佑」の二文字しか読めていなかった。しかし、保存処理後に字画が明瞭になった裏面上部をよく見ると、二文字目に、左下部に複雑な筆画をもつ文字が観察できる。このような複雑な筆画をもつ文字は、「龜」の正字「龜」以外には考えられない。これまでに読めている「正」（カミ||長官）・「佑」（ジョウ||第三等官）などの役職名（あるいはそれプラス人名）が並ぶのは、手紙の木簡の末尾であることが多く、その直前に書かれるのは一般的には日付である。年を省略する場合も多いが、まずは年号の書かれている可能性を疑つてみてよい。

そもそも「龜」という文字が木簡に登場する場合、習書や近世の人名などを除くとほとんどが年号の一部である（木簡データベースで検索すると、「龜」を含む木簡は一九〇点余り。そのうち九割以上が年号だった）。「文龜」「元龜」などの事例もあるが、大半は「靈龜」「神龜」「宝龜」という八世紀の年号である。つまり、八世紀の木簡に登場する「龜」は一部の習書を除くとほとんどが年号だといつてよいのである（八世紀の年号に「〇龜」が多いのは、祥瑞と呼ぶめたいしるしをもつ龜の発見に因む改元が多いことによる）。

そういう目で「龜」の上の一文字目を見ると、示偏の文字であることは間違いない。そうすると、二文字目に「龜」をもつ奈良時代の三つの年号「靈龜」「神龜」「宝龜」のうち、「神龜」の「神」の示偏とみて矛盾がないことがわかる。これはSD三〇三五から神龜年間の木簡が多数見つかつていふことも整合する。

このような理解により、裏面一・二文字目は「神龜」の可能性が高いと判断し、「□□（神龜カ）」とすることにしたわけである。残画が僅かであるため敢えて読みは改めなかったが、四文字目の横長の残画も「年」の一部とみて誤りあるまい。

込みに紐をかけると「弁」字の上部が隠れてしまうのはご愛敬。八弁郷は八部郷のことで、摂津国八部郡、および常陸国河内・那賀・久慈の各郡、さらに備中国賀夜郡にあったことが知られる。17の八弁郷がどれにあたるかは確定しがたいが、「重貨」とも称される舂米を遠国の常陸国から運んだと想定するのはやや難しい。「延喜式」に規定される舂米貢進国の例からは（民部省式下年料舂米条）、備中国賀夜郡の八部郷（今の岡山県総社市の一部）である蓋然性が高い。備中国も畿内に近いとは言いが、米を輸送する場合、瀬戸内海を利用した海上交通の利便性が大きい効果を発揮したのであろう。

但し、郷名のみを記し国郡名を省略する表記や「御酒」用の米であることを考慮すれば、畿内に属する摂津国八部郡（今の兵庫県神戸市兵庫区付近）のその可能性も考慮すべきかもしれない。ちなみに、『延喜式』によると（宮内省式省営田条・同民部省式上御酒米条）、畿内諸国に置かれた宮内省管轄の省営田（官田の一種）から、「造酒司料米」または「御酒米」として舂米が都に運ばれたことが知られる。

18 丹波国からの赤米の荷札

(SD三〇三五出土。宮二―二二五五)

(表) 氷上郡井原郷上里赤搗米五斗
(裏) 上五戸語部身

長さ一九〇mm・幅三〇mm・厚さ五mm ○三二型式

丹波国氷上郡井原郷上里（今の兵庫県丹波市山南町の西部から中央部）からの舂米の荷札。「搗」は「舂」と同じでともに「つく」と訓じ、精米を表す語である（両者が通用していたことは、「舂（搗）米」を「つきしね」「つきよね」などと訓読していた証拠になろう）。したがって、「赤搗米」はいわゆる赤米の舂米を指す。赤米は文字どおり赤みを帯びた米のことで、特に酒米

として利用されたと考えられる（19の解説も参照）。

「上五戸」は上里の五保（五戸を単位とする隣保組織）の意味か。語部身はその責任者。年紀は記されていないが、「郷」と「里」を併記することから、郷里制（サトの下にゴザトを設けた「国―郡―郷―里」四段階の行政組織）が施行されていた七一七年（靈龜三）から七四〇年（天平十二）頃までのものであることがわかる。

上端は左右非対称の形をしているが、これは本来は左辺にも切り込みがあつたものの、それより上の部分が欠損していることによる。同じく下半の右辺も失われているが、原形を留める左辺には切り込みがない。切り込みは紐をかけて荷物に括りつけるためのものであるから、原則的に、左右いずれかの方に施されることはない。したがって、下端には元々切り込みはなかつたと判断できる。

なお、奈良時代（特にその前半）以前には、生まれ年の干支（ここでは子・丑・寅・卯・辰・巳・午・未・申・酉・戌・亥のいわゆる十二支）に因む名をつけることが広く行われていた（岸俊男「十二支と古代人名」『日本古代籍帳の研究』塙書房、一九七三年）。「身」は「身麻呂」の省略の可能性もあるが、あるいはこれも彼が巳年生まれであることに由来するのかもしれない。

19 赤米の荷札

(SD三〇三五出土。宮二―二二六九)

〔里カ〕
□□大傳部君麻呂五斗赤米

長さ二五二mm・幅二〇mm・厚さ二mm ○五九形式

赤米に付けられた荷札。赤米は野生種に近いイネの一種で、タンニン系の色素を多く含み、名前のとおり米粒自体が赤色（または黒に近い紫色）を帯びている。赤米の荷札の出土は造酒司またはその近辺に著しく集中しており（9（I期展示）、18、28・

29 (Ⅲ期展示) など)、奈良時代には特に酒米として利用されたと考えられている。現在も赤米を原料とした酒を醸造する蔵元がわずかながら残っており、米の色を活かして桜色に仕上げたどぶろくなどもある。

墨痕は明瞭なものの全体に破損が著しく、上部は失われている。一方、下端はほぼ原形を留めており、先を尖らせる加工がなされていたことがわかる。これは米の荷札に多くみられる特徴である。

三文字目は「傳」の字体で書かれているが、これは「傳」(音は「フ」。「教育する」「指導する」「守り役」などの意。皇太子の養育係「皇太子傳」などがその使用例)の異体字とみられる。したがって、「大傳部」は、「傳」と「生」の音「フ」が通じることにより、「大生部」の意味とみられるが、このような表記は他に例がない。

20 備後国からの白米の荷札

(SD三〇三五出土。宮二―二二六三)

(表) 備後国御調郡

(裏) 諫山里白米五斗

長さ一四六mm・幅二二mm・厚さ六mm ○三三型式

備後国御調郡諫山里(今の広島県福山市と尾道市の境界付近)からの白米の荷札。「白米」は「春米」と同じく、精白した米のこと。年紀は記されていないが、地方行政組織が「国―郡―里」の三段階制であった七〇一年(大宝一)から七一九年(靈龜三)までの時期の木簡と考えられる。なお、『和名類聚抄』では諫山郷は御調郡の東隣の沼隈郡に属しており、いつかの時点で郡域の改編がなされたものと思われる。

小振りながら、文字は一文字ずつはつきり記されており、裏面の「諫」や「五」などの筆致は手慣れた書きぶりと言える。行頭部分は紐をかけたときに文字が隠れない位置から書き出されてお

木簡をよむ 3―釈読訂正の種明かし その三

19の荷札木簡の一文字目は、これまでは「□(主カ)」と判読されてきた。おそらく、荷札木簡で人名の直上にくる語として「戸主」(戸籍の単位「戸」の筆頭者)の可能性を考えてのことであろう。

しかし、「戸主」は「戸」の中に「主」が入り込み、まるで「雇」のような雰囲気で一文字のように書かれることが多い(二文字以上が合成された文字は「合字」と呼ばれ、「鷹」(「麻呂」などが代表例である)。すると、仮に「戸主」であれば「戸」の左払いが残っていてもよさそうである。

一方、人名のすぐ上に書かれる文字としては、本貫地(本籍地)の最小単位となる「郷」や「里」なども想定できる。ことに現存部分だけからみるなら、「里」であっても「主」と全く同じ筆の運びになるはずである。「主」の可能性があるなら「里」の可能性を考慮すべきではなからうか。

仮に「里」であるならば、里制(七〇一―七一九)または郷里制(七一―七四〇)の時期の木簡となるが、SD三〇三五の他の木簡の時期とも矛盾は来さない。

このように考えると、現存する墨痕だけからみるなら「主」と「里」は五分五分だが、ここに書かれる可能性のある言葉の意味の続きを加味すると字形の点で「里」にやや分があり、一緒に出土した木簡全体の中でも特に矛盾を来すことはない。このように考えて、「里」の可能性の方が高いと判断した。とはいえ、「主」の可能性を否定することはできないし、残画は僅かであるから、「里」と読み切ることにはせず、「□(里カ)」としたわけである。

り、表面下端に余白を残して裏面へ移行しているのも、語句の切れ目を意識してのこととみられる。上部の切り込みや下端の尖り加工の具合にも、それぞれ九〇度にかちつと仕上げようという意識が見て取れるなど、全体に端正な風合いがただよう優品である。造酒司近辺から見つかる米の荷札の多くには「酒米」または「赤米」などと表記され、「五斗」と数量のみを記す木簡もあるが（9・10（Ⅰ期展示）、21、27（Ⅲ期展示）など）、「白米」の荷札はあまりない。20の白米も、おそらくは酒米として使用されたのであろう。ただ、酒米であることが明記される荷札の存在を考慮すると、あるいは官人支給用の米との想定も可能かもしれない。

21 伊賀国からの米の荷札1

（SD三〇三五出土。宮二―二二五〇）

〔戸カ〕
（表）名張里色夫知□□女

（裏）五斗

長さ一五三mm・幅一八mm・厚さ五mm ○三二型式

五斗としか書かれていないが、白米の荷札に多く見られる書き方で、この木簡も白米の荷札とみられる。米五斗は今の二斗二升五合で、約四〇・五リ、約三三・七五kgにあたる。年代は、里（サトまたはコザト）の記載からみて、七四〇年（天平十二）以前であるろう。

名張里は伊賀国名張郡と飛騨国荒城郡にあるが、米の貢進とすれば伊賀国とみてほぼ間違いない。しかし、伊賀国の荷札はごく稀で、確実に伊賀国といえるもの八点のうち、半数は造酒司跡から集中して出土している（31（Ⅲ期展示）など）。しかも21はサト名から書き出すかなり略式の記載である上に、戸主とみられる人物「色夫知」に姓が書かれていないのは八世紀の荷札としては異例で、さらに女性を貢進主体とする点は何よりも特異である。

女性を貢進主体とする荷札の多くは21のような白米（春米）の荷札である。玄米を精白して白米を作る作業（その作業が「舂」〔搗〕などと表記される「つきしね」あるいは「つきよね」と呼ばれる作業で、その産物が「舂米」である）は女性の仕事であったから、白米の荷札に見える女性は、その作業を担当した女性の名とみることができる。

なお、白米の貢進は、規定上は租を納める際に貢進者が精白することになっていたが、実際には正倉に収めてあるイネを出して舂米を作ることが多かった。白米の荷札に個人名を書かない物が多いのはこのためであるが、女性名ではなく男性名を書くものは結構ある。貢進の責任者の意味であろうか。

類例の少ない伊賀国の米の荷札が同じ造酒司跡から集中して見つかっているのは、あるいはかなり特殊な用途に用いられた米の可能性があろう。但し、それらは31（Ⅲ期展示）のように郷制、ないし郷里制の書式で書かれている。あるいは一括性という点を重視するならば、21の書き出しの「名張里」について、サト名と解するのが常識的ではあろうが、コザト名の可能性も考慮すべきかも知れない。いずれにしても謎の多い荷札である。

22 余米の数量を記した木簡2

（SD三〇三五出土。宮二―二三二六）

（表）十月十八日余米七升
（裏）「十月十八日余米七升」

長さ一六二mm・幅二四mm・厚さ四mm ○三二型式

十月十八日分の「余米」の付札。七升は、今の三升一合五勺ほどにあたり、約五・七リ、約四・七kgに相当する。

造酒司からは、他にも「余米」と書かれた木簡が出土している（12（Ⅰ期展示）、32（Ⅲ期展示））。余米の詳細は不明だが、正倉院文書などにみえる「乗米」と同じで、支給された量

の六%を官司が留め、酒や副食物などにふりむけるためのものともされる。

筆は異なるようだが、表裏両面ともかなり稚拙な筆跡で、表裏同文かと思いきや、片面はあろうことか「十八目」になっている。どちらも似たり寄つたりではあるものの、どちらかと言えば、「目」に間違えている面の方が墨色が濃く、筆遣いも丁寧で落ち着いて書いているように見える。荷物に括り付けてしまつてから、誰かが誤りに気付き、削る間もなく慌てて反対面に正しく書き直したのだろう。間違えて「目」と書いた方を表にしているのは、こちらが本来の記載であつたという理解によつてゐる。しかし、表裏の判断に悩む事例の一つであるのは間違いない。

23 清酒の付札2

(SD三〇三五出土。宮二―二三一九)

清酒中

長さ一五四mm・幅二二二mm・厚さ四mm ○三二型式

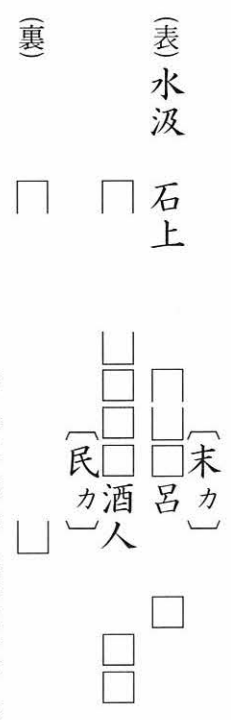
「清酒」は濁酒に対する言葉で、澄んだ酒の意。「中」は酒の等級を示すものか。13 (I期展示) と違つて容量が書かれていないので、長期保管のためのものではないだろう。

現状では左辺が割れているが、左辺上部にも右辺と対になる切り込みがあつたとみられるから、元は三cm程度の幅があつたはずである。木目の細かな幅広の柾目材を用い、ゆつたりとゆとりをもつて文字を記しており、立派な風格を感じさせる木簡である。この点は13と比較するとなお顕著に感じられる。

短い使用期間を想定して作られた木簡であるのは確かであろうが、醸造過程における一時的保管用のラベルなのか、あるいは買進用のラベルなのか、わずか三文字の木簡ではあるが、興味は尽きない。

24 水汲みの割り当て表1

(SD三〇三五出土。宮二―二三三八)



長さ(三二六)mm・幅(三二)mm・厚さ五mm ○一九型式

水汲みの割り当て表の木簡。37 (I期展示) と同種の木簡と見られるが、腐蝕が著しく、従来は充分には読めていなかった。

今回、再積読により、37にも登場する「民酒人」の名が読み取れるようになった。長大な点も共通し(下端は折れているので原形はもつと長かった)、本来は37と同様に多数の水汲み担当者の名が表裏に列記されていたのであろう。

日付がないのが37と異なるが、裏面末尾に書かれていた可能性が想定できよう。なお、表面左行の文字が切れているから、左辺は二次的に削られている。

25 「臭酢」などと記した木簡

(SD三〇三五出土。宮二―二三九〇)

(表) 臭酢鼠入在
(裏) 臭臭臭臭臭

長さ(二〇六)mm・幅(二二)mm・厚さ四mm ○八一型式

従来は充分に読み込めていなかったが、保存処理の結果読めるようになった木簡。これまで表面三文字目は、この木簡に多数書かれた「臭」と同

字とみてきていた。ところがこの文字が「鼠」と読めたことにより文意が通るようになった結果、一見単なる習書木簡に見えていたこの木簡が、俄然多くのことを語り始めたのである。

「臭キ酢、鼠入りテ在リ（入りタリ）。」酢の甕に鼠が落ちているのを発見した人が、悪臭に思わず鼻をつまんでいる様子が目に見えるようだ。

(SD三〇三五出土。宮二―二二三二)

三条七甕水四石五斗九升

長さ二〇二mm・幅四九mm・厚さ五mm ○三九型式

「三条七」は、多量の甕を整然と並べた縦横の位置関係を示すもの。三列目の七番目の意味。少なくとも二十一箇の甕が整然と並んで据えられていたことがわかる。

中味は水で、四石五斗九升は今の二石六升ほど、約三七〇ℓに相当する。これはほぼ直径八四cmの球の体積に相当する。類例に「二条六」の16（I期展示）があるが、これよりもさらにひと回り大きい。

造酒司跡の発掘調査では、内部に甕を据えた痕跡がある建物が多数見つかっている。西大寺食堂院跡で見つかった建物の場合、一列四箇の甕が少なくとも二十列はあり、間隔はそれぞれ一・五mだった。必要最小限の通路部分を残して隣の甕と接するような状態だったことになる。造酒司でも同じようにギッシリと並べて据えられていたのだろう（大甕は底が平らではなく、穴を掘って据えられていた）。

ところで、従来は「四石五斗九升」をこの甕に入れてある酒の実容積を示すと漠然と理解するのが一般的だったが、甕の最大容積を示すための付札の可能性が考えられることについては、16（I期展示）の解説を参照されたい。なお、16が三石五斗九升、26が

聖武天皇の大嘗祭

41 酒を支給するときのメモにした木簡

(SD三〇三五出土。宮二―二二四〇)

〔表親王八升 三位四人一斗二升
裏 伎人六升〕

長さ一〇二mm・幅一六mm・厚さ六mm ○一型式

親王以下の人々に酒を支給した際の帳簿とみられる木簡。『延喜式』造酒司 踐祚大嘗祭雑給料条に、大嘗祭第四日午の日の豊明 節会における三位以上、五位以上、六位以下歌舞人等までの給酒量を規定している。本木簡の記載はそれと量は異なるが、同じく大嘗祭のものである。伎人は歌舞人をいう。『日本後紀』大同三年（八〇八）十一月戊子（十一日）条に「大嘗会之雑樂伎人等」とある。

文字は丁寧な書きぶりとは言いがたく、墨もかすれて筆が割れている様子が見てとれる。上役から指示を受け、慌てて手近の木片に要点を走り書きする下級官人の姿が目につかぶ、とまで言つては、少々想像の飛躍が過ぎるであろうか。

九日」と記していたとすると、簡略化された官司内での日常的な書きぶりとして興味深い。

造酒司の諸相

58 紀伊国からの贄のイソダイの荷札

(SD三〇三五出土。宮二―二二八五)

紀伊国无漏郡進上御贄磯鯛八升

長さ一八八mm・幅二七mm・厚さ四mm ○三二型式

紀伊国牟婁郡(和歌山県南東部)から送られてきた磯鯛(武鯛ともいう)八升の荷札。八升は現在の三升六合で、約六・五ℓ。『延喜式』(内膳司式諸国貢進御贄条)によると、紀伊国は旬料の贄として雑魚を貢進している。

現在、紀伊国からの贄荷札木簡は六点出土しており、うち四点は牟婁郡、二点が海部郡。ただし海部郡の二点は、どちらも浜中郷大野里からで、品目もアジで同じ、大きさや形も似ている。一

60 伊豆国からの調のカツオの荷札

伊豆国那賀郡射鷺郷

戸主穴人部大万呂口
穴人部湯万呂

調 鹿堅魚十一斤十兩

天平勝宝八歳十月

長さ三五六mm・幅三四mm・厚さ四mm ○三二型式

伊豆国那賀郡射鷺郷(現在の静岡県賀茂郡松崎町付近)から調として送られた鹿堅魚の荷札。鹿堅魚は、現在のカツオのなまり節のような加工品か。鹿堅魚の荷札は総じて三〇cm以上と長い。十一斤十兩は、約七・八kg。カツオの貢進量は重さで規定さ

方、牟婁郡の木簡は、品目も多様で、大きさ・形、書式も統一感に乏しい。

59 若狭国からの贄のイガイの荷札

(SD三〇三五出土。宮二―二二八六)

〔郡カ〕〔郷カ〕
□車持□御贄貽貝鮓一斗

長さ一三七mm・幅二四mm・厚さ六mm ○一九型式

若狭国遠敷郡車持郷から、贄として貽貝の鮓(ナレズシ)を貢進した際の荷札木簡。若狭国遠敷郡からの贄木簡は多数見つかっており、郷名から書き始めるごく小型(五〜七cmほど)の〇一形式で数量が容積で記されるものと、国名から書き始める一回り大きめ(十二〜十六cmほど)の〇三二形式で数量が容器の数で記されるものがある。大きさから考えると後者の可能性が高いが、数量記載からは前者の可能性も排除できない。

(SD三〇三五出土。宮二―二二四七)

れているため、数量は荷ごとに自ずと異なってくる。この木簡には書かれていないが、「〇連△丸(節)」と数量を併記する荷札も多い。

天平勝宝八歳は七五六年。唐の玄宗が「年」を「載」に改めた

のに倣い（但し、意識的に別字の「歳」を用いたか）、天平勝宝七年を天平勝宝七歳としたのに始まり、七五七年八月に天平勝宝九歳を天平宝字元年に改元するまで用いられた。

61 隠岐国からの調のワカメの荷札

(SD三〇三五出土。宮二―二二四九)

隠岐国智夫郡 □□ 郷安吉里海部恵得
調海藻六斤 七年

長さ一七二mm・幅二七mm・厚さ三mm ○三三型式

隠岐国智夫郡某郷安吉里（現在の島根県隠岐郡西ノ島町・知夫村）から送られてきた調の海藻（ワカメ）の荷札。郷里制施行時（七一七年から七四〇年頃まで）の木簡なので、七年は養老か天平であろう。養老七年は七二三年、天平七年は七三五年。長方形の材の両端に切り込みを入れ、さらに下端をとがらせた形態は珍しい。奈良時代の隠岐国の表記は、平安時代以降の「岐」ではなく、にんべんの「伎」で書かれる。隠岐国の荷札は、藤原宮の時代から天平年間までスギ材を用い、文章を途中から二行書きにするものが多い。
上端および下端左側の切り込みは台形をしているが、よく見ると、木目に当たったところで切り取っていることがわかる。

62 女性名と数字を記した小型の木簡3

(SD三〇三五出土。宮二―二三四一)

(表) 袖女「一」
(裏) 麻

長さ七一mm・幅一九mm・厚さ二mm ○二一型式

63 女性名と数字を記した小型の木簡4

(SD三〇三五出土。宮二―二三四七)

(表) 家女「二」
(裏) 麻

長さ八〇mm・幅三〇mm・厚さ三mm ○二一型式

62・63は、薄く小さな木片に女性の名前などが記された、用途未詳の謎の木簡。古代の女性名は「〇〇め」と最後に「め」（表記は「女」または「売」）が付けられるのが一般的だった。SD三〇三五からは、類似の木簡が二〇点近く見つかった（53・54（Ⅰ期展示）、71・72（Ⅲ期展示）など）。

別筆で数字が記されるものが多いこと、また53（Ⅰ期展示）の「御」（Ⅱ御服、天皇用の服の意か）や72（Ⅲ期展示）の「裙」（Ⅱスカート状の女性用の衣服）といった記載からは、名前の記された女性が縫製した衣服の種類と数量を記した付札である可能性も想定できる。そうすると、62・63の「麻」はその素材であろうか。ただ、そのように考えた場合、造酒司との関わりは説明しにくくなる。

これらの木簡には、いずれも〇二一という型式番号が与えられている。この番号の定義は「小型矩形（Ⅱ長方形）のもの」とされるが、それより大きめの通常の「短冊形」とされる〇一一型式との区別はやや曖昧である。そのため、現在はこの型式番号を使用する機会はあまり多くない。

63は、今回大きく読みを改めた。表面の数字は、これまで「二」と読んでいたが、二本の横画が明瞭に見えるので「二」とした。ただし、下の画より上の画の方が長く、天地逆に書かれている可能性もある。裏面は、これまで「小満□「二」と読んでいたが、保存処理の結果、「麻」一文字であることが明らかになった。

(SD三〇五〇出土。宮二―二五三八)

駿河国安倍郡貢上甘子□□□□□□□□
〔御カ〕 宝亀元年十二月

長さ二二二mm・幅八mm・厚さ四mm ○三二型式

駿河国安倍郡から送られた甘子(柑子)の荷札。宝亀元年は七〇年。甘子は小型のミカン類で、養老の遣唐使の帰国の際に初めて唐からもたらされたという(『続日本紀』神龜二年(七二五)十一月己丑(十日)条)。

文字面は腐蝕のため判読不能の個所が多いが、「御」の下は「贄」と続く可能性が高い。『延喜式』宮内省には、諸国例貢御贄として駿河国など五カ国より、甘子を貢進する制度がみられる。平安時代の儀式書『西宮記』によれば、十二月に荷前使を派遣する際、造酒司は甘糟や柑子・柿を乗せた膳を用意した。奈良時代にも同様のことが行われていたか。

(SD三〇三五出土。宮二―二三九一)

大倭□□
〔国カ〕
(刻書)

長さ一四三mm・幅二九mm・厚さ五mm ○一型式

木簡は、「墨書」のある木片という定義だが、墨書ではなく、このように文字が刻まれたものも、木簡に準じて扱っている。

三文字目は、国構えのみ深く刻まれるが、意味的に「国」のつもりで刻んだとみて差し支えない。構えの内側には、上部に横画らしき浅い刻線が一本ある。刻みかけたが煩雑なため省略し、構えを閉じたのだろうか。クニの字体は「國」「国」両方ともよ

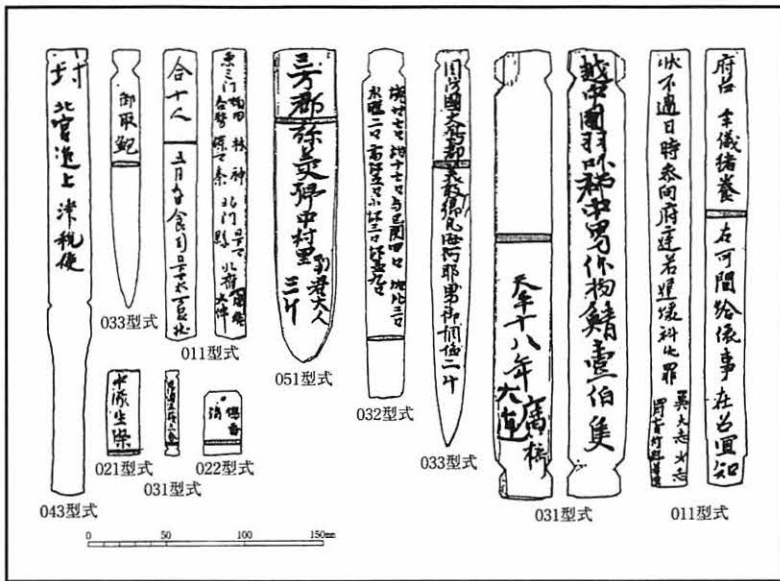
(SD三〇五〇出土。宮二―二五四五)

〔道カ〕
〔表〕道道道道道
〔裏〕□□□□

長さ(一四四)mm・幅(二五)mm・厚さ五mm ○八一型式

「道」の文字を書き連ねた習書木簡。「道」は、習書によく使われる文字で、ランキング第三位の定番(次頁の表を参照)。四位以下を大きく引き離し、画数の多い文字としてはダントツである。ただし、「道」がよく使われる理由は、明らかでない。

この木簡の「道」は、之繞に比べて「首」が大きく幅も広く、全体としてぼつてりとした印象をもつ。書き手のクセか、あるいはそういう書風があったのか。文字は左端が切れているようであり、実はぎりぎり木簡の幅に収まっている。之繞の一画目の点も、「首」の三画目の横棒の上に乗っかっている。



木簡の型式分類

習書木簡の文字100傑

順位	文字	点数	順位	文字	点数	順位	文字	点数
1	大	511	32	四	79	60	城	50
2	人	345	32	物	79	64	養	48
3	道	334	34	升	77	65	位	47
4	天	184	34	謹	77	65	下	47
5	月	175	36	三	76	67	広	46
6	部	171	37	百	75	68	白	45
7	為	165	38	我	74	68	主	45
8	有	155	39	進	73	68	口	45
8	十	155	40	不	71	68	勝	45
10	日	149	41	島	69	72	歳	44
11	国	132	41	司	69	72	徳	44
12	長	130	43	右	68	72	凡	44
13	是	129	43	者	68	72	奈	44
14	之	128	43	廿	68	76	生	43
15	呂	122	46	内	67	76	而	43
16	子	114	47	年	66	76	請	43
17	鳥	111	48	所	65	79	見	41
18	一	110	48	申	65	79	丈	41
19	麻	108	50	解	64	79	応	41
20	郡	102	50	七	64	82	飯	40
21	五	100	52	得	62	83	無	39
22	六	98	53	酒	61	83	職	39
23	二	93	54	省	60	85	以	38
23	家	93	55	事	57	85	飛	38
25	上	89	56	万	55	85	千	38
25	泰	89	56	田	55	85	斗	38
25	足	89	58	女	53	85	稻	38
28	八	87	58	伊	53	90	宮	37
28	九	87	60	文	50	90	波	37
30	成	84	60	若	50	90	未	37
30	合	84	60	夫	50			

【木簡が見つかった遺構】

SD三〇三五（展示番号 3 4 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 41 42 43 44 58 59 60 61 62 63 65） 一九六五年

造酒司の井戸の排水を流すために、役所の西辺に位置をずらしながら何度か掘られた南北溝の一つ。幅約七〇cm、深さ約二〇cm。南端は造酒司南限の築地塀を暗渠で抜けて宮内道路の側溝に接続する。

奈良時代前半の霊亀・養老・神亀（七一七年から七二九年まで）の年号をもつものがまとまっている。最上層からは、天平勝宝八歳（七五六）十月の年紀のある木簡（60）が出土しており、奈良時代半ば過ぎに埋没したとみられる。

なお、SD三〇三五の木簡は、溝のあちこちからまんべんなく出土しているのではなく、溝が溜まり状に広がった部分から集中的に出土している。溝の遺物ではあるが、土坑状の遺構の遺物が主体とみることもでき、年代や内容の一括性の高さはこれに由来する可能性がある。

SD三〇五〇（展示番号 64 66） 一九六五年

造酒司の井戸からの南北方向の排水溝。二時期の溝が重複する。上層の溝は幅約八〇cmで、下層の溝は幅約五〇cm。上層の溝から、宝亀元年（七七〇）の紀年を持つ木簡（64）が出土しており、奈良時代末期まで機能していたと考えられる。

造酒司西辺は、井戸からの排水路として用いられ、奈良時代を通じて湿地状を呈していたとみられる。多数の木簡が遺存したのはこうした造酒司西辺の立地が大きく影響しているのだろう。

（史料研究室）